

医政発1105第16号

平成30年11月5日

各  
〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局長  
（公印省略）

衛生検査所指導要領の正誤表の送付について

「衛生検査所指導要領の見直し等について」（平成30年10月30日付け医政発1030第3号厚生労働省医政局長通知）の別添1衛生検査所指導要領の一部を下記の正誤表のとおり訂正しますので、貴管下の関係行政機関、医療機関、衛生検査所、関係団体等へ周知願います。

記

衛生検査所指導監督基準4-8 摘要1備考②

正	誤
医療機関から、衛生検査所に病理検体を用いた遺伝子関連検査を委託するに当たっては、 <u>医療機関において切り出しを行う場合と、衛生検査所において切り出しを行う場合があること。</u> <u>なお、衛生検査所において切り出しを行う場合にあっては、医療機関から衛生検査所に病理検体を提出するときに、切り出す箇所に係る具体的指示を当該医療機関の医師が行い、それに基づいて、衛生検査所で切り出しを行うとともに、当該指示に基づいて切り出しが行われたことが確認できるようにしておくこと。</u>	医療機関から、衛生検査所に病理検体を用いた遺伝子関連検査を委託する場合は、 <u>医療機関から衛生検査所に病理検体を提出するときに、切り出す箇所に係る指示を当該医療機関の医師が行い、それに基づいて、衛生検査所で切り出しを行うこと。</u>

